

# 所有者不明土地<sup>(※)</sup>の解消に向けて、 不動産に関するルールが大きく変わります！

※登記簿を見ても所有者が分からぬ土地の面積は、全国で九州本島の大きさに匹敵するともいわれています

# 令和6年4月1日から 相続登記の申請が 義務化<sup>(※)</sup>されます！

※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります

- 今のうちから、相続した土地・建物の相続登記をしましょう！  
今なら、相続登記の免税措置も、拡大されています
- 相続の際、遺産分割をちゃんと済ませましょう！
- 登記の手続は、法務局のホームページをご覧ください
- 相続・登記の専門家への相談も、ご検討ください



新制度について  
詳しくは、以下の  
二次元コードか、  
「法務省 所有者不明」  
で検索！





Q

令和6年から始まる義務化は、私に関係があるの？  
今からできることは、あるの？

A

相続登記の申請の義務化は、令和6年4月1日に始まりますが、それ以前の相続でも、**不動産（土地・建物）の相続登記がされていないものは、義務化の対象**になります。それぞれのケースに応じ、**相続人（ご遺族）**で、**必要な遺産分割を行い、今のうちから、相続登記を速やかに行なうことが、重要です**

相続登記を促進する税制上の措置（100万円以下の土地の相続登記申請の免税措置等）も、令和4年4月から、拡充されています

（新しい税制措置は、法務省ホームページで詳しく掲載しています）



Q

相続登記の申請って大変じゃないの？  
どのような手続をとればいいの？

A

不動産の所有者が亡くなった場合の登記手続は、不動産の所在地の**法務局（登記所）に申請**して行います

手続は、①**遺言書**による相続の場合、②**遺産分割協議**による相続の場合（相続人全員で話し合いをする場合）、③**法定された割合による相続**の場合（民法に定められた相続割合で相続する場合）など、ケースにより、必要な登記や書類が異なります

必要な登記の種類は、法務省ホームページでもご案内しています

（法務省ホームページ「あなたと家族をつなぐ相続登記」をご覧ください）



Q

相続登記について、更に知りたいときは  
どうすればいいの？

A

- 全国の法務局では、**手続案内**を行っています（**予約制**）

（各法務局の案内はこちらに掲載しています）



- 法務局ホームページで、**手続や書式**をご案内しています

詳しくは、上記法務省ホームページ「あなたと家族をつなぐ相続登記」の「相続登記の手続等についてお知らせします」から

- 専門家（司法書士・弁護士）に相談したい場合は、こちら

日本司法書士会連合会のホームページ（登記相談のご案内）



日本弁護士連合会のホームページ（法律相談のご案内）

